

然るに近時我國に於ける資本家的生産工業、並ニ一般的事業は、従来の工場法適用工場に
ける以つて是れなりといふ。累年長足の進歩を見せつゝ、ある建築業、運輸業、土木業、石
材業等々斯くて従来の工場工業に劣るもの非ず、然し其の收容する労働者数に於て、作
業の有害危険率に於て、むしろ工場を凌駕するものを見らる。

斯の如き明白なる事情の存する今日に於て、日本の労働組合は各大会に於て、ノードリ舉
行に於て、労働立法調査会等に於て既に此の鉄蹄を痛感し之が實施を要求して止ま
り、其の如き近時に於ける建築業、運輸業、石材、土木業に就業する労働者の災害は
實に慘憺を極め其甚極度に達するに至り、是れに忍びざるもの數あるに暇あらざる。

我が國政府が此の工場外の諸資本的事業の如きものも亦發展と之に伴ひて數多の労働者を出
し、殘存に對し眼を極ふは、けだし資本家的利益をのぞきんとするもの甚だしきものにして
非社会的なる態度を暴露して餘りある。

我等は現行工場法の徹底的改正を要求すると共に、資本家的搾取の下にある一切の労働
者の災害を保護せしむべく傑烈の下に有害危険なる全産業、事業の災害防止に對し、現行
工場法適用外の労働者災害保護法の即時實施を、嚴正に、規定を設けんことを要求す。

昭和三年七月一日

労働者同盟大會

実行方法

其の一

右本文並に組合同盟大會決定の工場、徹底的改正案を骨子として、之が實現を政府當局
に要求し。

其の二

工場法規適用外労働者間に大宣伝を開始し、直接の闘争を通じて該法制定實現を促進し

其の三

全労働組合の全般的支持と社会的輿論を喚起して工場法の徹底的改正並ニ本法の制定実
現の爲めに猛烈なる運動を起すこと。

其の四

日本労働党を通じて政治的闘争の入り口とする。